

# 大日本体育協会のアマチュアリズムに関する一考察

—— 第8回オリンピック・パリ大会における日本代表選手選考過程に着目して ——

根本 想<sup>1)</sup> 友添 秀則<sup>2)</sup> 長島 和幸<sup>3)</sup>

## A Study of Amateurism of The Japan Amateur Athletic Association:

Focusing on the Selection of the Japanese Delegates at the Games of the VIIIth Olympiad, Paris

Sou Nemoto Hidenori Tomozoe Kazuyuki Nagashima

### Abstract

The purpose of this study is to clarify the thought of the Amateurism of The Japan Amateur Athletic Association in the 1920s.

Our study focused on three points: 1) Clarifying the actual condition of The Japan Amateur Athletic Association's Eligibilities around 1920. 2) Clarifying The Japan Amateur Athletic Association's reactions about Eligibilities around 1920. 3) Clarifying the process of loosening eligibility at the selection of the Japanese delegates at the Games of the VIIIth Olympiad, Paris. Then clarifying the factors of it.

Our conclusions were as follows. The factors of loosening the selection of the Japanese delegates at eligibility at the Games of the VIIIth Olympiad, Paris was financial pressure by Great Kanto Earthquake.

Key words: Great Kanto Earthquake, Ichiro SAWADA

キーワード：関東大震災，澤田一郎

## 1. 緒 言

日本において、近代スポーツを支える中心的な思想であった「アマチュアリズム」は、いかに形成されていったのだろうか。「アマチュアリズム」が現在のわれわれのスポーツ観をいまだに潜在的に規定している点に鑑みると、上記の問いに答えていくことは、現在の日本のスポーツ観を解明していく際の基礎的な作業になる（根本ほか、

2016）。

日本におけるアマチュアリズムに関する先行研究では、これまで主に、1920（大正9）年前後に大日本体育協会（以下「大体協」と略す）が作成した競技者資格が分析対象とされてきた。これらの先行研究では、当時の大体協のアマチュアリズムが、人力車夫等、脚力を用いる職業に就いた労働者たちを競技会から排除しようとする「身分規定」としての性格が強かった点が指摘されている

1) 育英短期大学非常勤講師

2) 早稲田大学スポーツ科学学術院

3) 福岡大学スポーツ科学部

(井上, 1961, 1976; 伊東, 1969; 川本, 1969; 中村, 1977, 1981; 鈴木, 1974)。そして、当該時期における大体協の「身分規定」的なアマチュアリズムにみられる「エリート意識」を指摘する際、当時の大体協副会長であった武田千代三郎(以下「武田」と略す)の論稿(武田, 1922a, 1922b)が資料として用いられてきた(川本, 1969; 中村, 1977, 1981)。

一方で、根本ほか(2016)は、大阪市立高等商業学校長としての武田の論稿の分析を通して、武田のアマチュアリズム観が「身分規定」に収斂するものではなく、「人間形成の手段としてのスポーツ」という価値体系に基づく多層性をもったものであったことについて明らかにした。そして、日本におけるアマチュアリズムの受容の実態について、「身分規定」以外の可能性を探究することによって、日本における近代スポーツ思想の受容に際して内在していた多様な可能性を掘り上げる作業につながり得ることが示唆されている。

根本ほか(2016)の指摘は、妥当であると考えられる。というのも、実際に大体協は、1925(大正14)年における組織改造によって、独自の競技者資格を消失していたからである(森川, 1973)。

しかし、先行研究を検討してもなお、大体協が、1920(大正9)年前後に「身分規定」としての競技者資格を作成してから1925(大正14)年に独自の競技者資格を消失するまでの過程については、十分に明らかにされていない。結論を先に述べると、大体協は、1925(大正14)年の競技者資格の消失の前年に開かれた、第8回オリンピック・パリ大会(以下「第8回パリ五輪」と略す)の日本代表選手選考にあたって「身分規定」としての競技者資格の緩和を図っていた。

そこで、本稿では、上述の問題意識をふまえて、第8回パリ五輪において大体協が「身分規定」としての競技者資格の緩和を図っていった経緯と要因について明らかにすることを目的とする。

本稿の課題は、3点である。まず予備的考察として、①1920(大正9)年の競技者資格以降、「準職業競技者」からの批判を受けて、新たな競技者資格が作成されていく過程を検討する。つづいて、②「身分規定」としての競技者資格に対する大体協の反応について検討する。最後に、③第8回パリ五輪の日本代表選手選考において、大体協の「身分規定」としての競技者資格が緩和されていく過程について検討する。

## 2. 「身分規定」としての競技者資格をめぐる「準職業競技者」と大日本体育協会の対立

大体協の競技者資格は、1917(大正6)年を契機に、「身分規定」が強調されたものへと変化していった(中村, 1977)。また、実際に、大体協の競技者資格によって失格者が出たのは、1920(大正9)年11月17、18日に駒場農学部運動場にて開催された、第8回全国陸上競技大会予選記録会であった。この予選記録会では、1着から5着迄の「選手を除外し明大の後藤長一を1着と宣した」(財団法人大日本体育協会編, 1936, p.33)という。

さらに大体協は、1921(大正10)年3月に会長に就任した岸清一(以下「岸」と略す)を中心に、同年5月開催の第5回極東選手権競技大会の予選競技会に向けて、競技者資格を作成していく。そして、大体協は、同年3月10日に新たな競技者資格を発表する。以下、その一部を抜粋する。

1. 本会に於て挙行する競技会に参加せんとする者は予め技術委員会幹事を経て資格登録を受くべきものとす。
2. 本会は競技者の資格を左の4種に分て之を認定す。  
(1) 普通競技者 (2) 競技指導者 (3) 準職業指導者 (4) 職業競技者
3. (1) 普通競技者は単に競技によつて直接に得

られる興味、並に精神的身体的の修練、及び  
社交的目的の為に之れを行ふものを云ふ。

- (2) 競技指導者は同上の目的を知得し、其の発達を計り之れが指導の任に当るものを云ふ。
- (3) 準職業競技者とは職業上自ら其筋力を競技の練習に利用し得る者を云ふ  
例えば車夫、郵便発達夫、牛乳配達夫、魚屋挽子等の如し。
- (4) 以上の目的に依らずして競技其他の運動に因て金銭其他物質上の利益を得る者を職業競技者とする。

4. 本会に於て举行する競技会には普通競技者の参加のみ之れを許し職業競技者は絶対に其参加を許さず。但し競技指導者及準職業競技者は特に本会に於て認定したる場合に限り之を許す（財団法人大日本体育協会編，1936，p.35）。

今回の競技者資格における特徴の一つは、「車夫」、「郵便発達夫」など具体的な職業名を挙げて、脚力を用いる職業に就いた者を「準職業競技者」、体育教員を「競技指導者」として分類し、基本的に両者とも競技会の参加を認めなかった点である。しかし、今回の競技者資格では、大体協の「認定」を得れば、「準職業競技者」、「競技指導者」とも出場が可能であった。

この競技者資格の発表後、大体協と「脚力を業とする者とは将に正面衝突の危機に臨む事とな」（財団法人大日本体育協会編，1936，p.35）り、1921（大正10）年3月26日には、労働者の競技者を中心とした団体である、日本体育競技会から大体協へ以下のような意見書が送られた。

拝啓 御協会益々御発展の段我邦運動界の爲め惹ては国家社会の爲め誠に大賀の到に御座候  
今度御協会の競技者資格規定御発表に相成りし処の職業上其筋力を競技の練習に利用し得る物を準職業競技者として除外される御協会が其競技指導者に参加を許すが如き事は誠に不徹底なる規定にて其の解釈にさへ苦む有様にて斯の如き規定は我邦運動界の爲め其の発展を障害し公平なるべき運

動精神に反し居り候少く共運動を愛し精神的体育競技を望居る吾々準職業競技者の爲め此の際根本的改正あらん事を絶対の希望する次第に御座候  
依てここに意見書を呈す

大正10年3月26日

選手代表者

安藤角助 十河林平 伊藤四郎 鈴木時太郎

萩原豊雄 坂元有造

浅草区千束町2丁目254番地

日本体育競技会代表者 立石浩太郎 小柳多以知  
（財団法人大日本体育協会編，1936，p.35）。

この意見書によると、大体協主催の大会において、大体協側が、「競技指導者」の出場を許可し、「準職業競技者」の出場を拒否していることが見て取れる。つまり、1921（大正10）年3月に発表された競技者資格において、「競技指導者」が大体協の「認定」を受けているのに対し、「準職業競技者」が「認定」を受けられず「除外」されているという現状が読み取れる。

なお、選手代表者のうち、安藤角助は先述した、第8回全国陸上競技大会において2時間42分2秒の記録で1着となったが、大体協の競技者資格によって失格した選手であった（財団法人大日本体育協会編，1936，p.427）。また、鈴木時太郎、萩原豊雄、坂元有造は、会社員や商店員として登録し、大体協主催の競技会におけるマラソン競技で上位の成績をおさめた選手であった。しかし、彼らは、大体協が警察に身元調査を依頼した結果、車夫であったことが判明した選手たちであった（鈴木，1974，p.190）。

ほかにも、1921（大正10）年5月3日に発行された『国民体育』には、「競技選手の資格問題」という特集が組まれ、大体協の競技者資格に対する批判がなされている。以下では、特集の論稿にみられる記述を追っていく。

1920（大正9）年に開催された第7回オリンピック・アントワープ大会（以下「アントワープ五輪」と略す）の水泳競技に日本代表選手として出場した斎藤兼吉は、大体協が「日本競技界の最高権威

として種々の規則制限（競技者資格）を設け、普く天下に号令している」（斎藤，1921，p.11；括弧内引用者）と指摘している。そして、斎藤（1921）は、大体協が競技者資格を作成する「心持」は理解できるが、「多数決で辛うじて通過する場合があるだけに可成り物足りぬ感じがする」（斎藤，1921，p.12）と述べている。

また、斎藤（1921）は、「車夫挽子牛乳配達夫がプロフェッショナルと見做されるのは実に気の毒である」（斎藤，1921，p.12）と私見を述べている。そして、もし車夫らが「操行上」良くない点があるのであれば仕方がないと前置きしつつ、以下のように続ける。

彼等のライフワークが同時に徒歩練習となつてその結果非常に強くなり、学業職業の余暇に練習するアマチュアがどうしても彼等に対して勝味がないといふ点からプロフェッショナルとするならば、私は大に異議を申立てねばならぬ（斎藤，1921，p.12）。

このように、斎藤（1921）は、車夫など脚力を用いる職業に就いた者たちを排除するような競技者資格のあり方に対して、批判的な見解を示した。そして、大体協の「官僚的態度」を看取り、「猛省を促したい」と述べ論稿を閉じている。

特集集中の他の論稿も斎藤（1921）と同様に、大体協の「官僚的態度」を批判し、スポーツは学生の専有物ではないとする論調がみられる（飯塚，1921；ケーイー生，1921；喜多，1921）。

そして、大体協は日本体育競技会の意見書について、1921（大正10）年3月30日に開かれた技術委員会で協議した。その結果、将来、競技者資格の変更も視野に入れつつも、第5回極東選手権競技大会については従来の競技者資格を採用することを回答した（財団法人大日本体育協会編，1936，p.35）。

さらに、大体協は、日本体育競技会から意見書を受け取った後、新聞記者団とも競技者資格の問題をめぐって対立していくようになる。新聞記者

団と対立していく中、大体協は1921（大正10）年4月11日に新聞記者10数名と会見した<sup>注1</sup>。そして、翌15日に技術委員会で辰野保によって報告された議事録には以下の記述がみられる。

余等は車夫が準職業競技者たることは既定の事実にして諸君と雖も何等疑義なきものと考へ而して吾人も亦永年の因襲に捉はれし為にや何等之を怪しむことなかりしを以て今宵も諸君がさる問題を提出して余等の回答を要請せらるるとは其の全然予期せざりし処なり、従て余等は残念ながら自己に諸君の質問せらるる点に関しても尚協会を代表して意見を開陳し得る権限ありと認むること能はず、故に今夜は貴意を拝聴するに止め更に否を期して再会致度し。

唯此際一言附言し度きは之は体育協会としても非常に重大なる問題なれば頗る慎重に審議を経て然る後御回答致し度き所存なり、故に可及的取急ぐべきも多少の日時は猶予せられ度し云々（財団法人大日本体育協会編，1936，p.36）。

ここから、大体協が車夫を「準職業競技者」とすることに対して当然視していることが見て取れる。しかし、その理由については詳細に述べられていない。結局、大体協が明解な回答を避けたため、新聞記者団から、以下のような意見が寄せられた。

1. 車夫と「コーチャー」の取扱を区別したることに関しては何等異議を申立つるものに非る事
2. 唯根本問題の車夫の資格のみに局限して論じ是非協会が即刻記者団の決議を採用実行せしことを希望すること
3. 尚ほ希望としては「コーチャー」も車夫と共に選手として参加せしめ度し、唯対手国に対する相互礼讓の表示として之を遠慮することならば「コーチャー」に付ては自説を敢えて固持せざるべきこと
4. 「プロフェッショナル」及「セミプロフェッショナル」の定義に付き記者団は全然協会と其意見を異にすること

右の4点を明言して袂を分かちたり（財団法人大日本体育協会編，1936，p.36）。

大体協は、審議の後、上述の新聞記者団の意見について以下のように回答した。

車夫を「アマチュア」として取扱ひ本会の競技者に参加を許可する事は重大問題にして軽々しく決定すべきものにあらず

車夫を入るるために学生生徒の参加を欲せざるものあるべく、父兄の賛成せざるものもあるべく、学校当事者としてかかる競技会に参加を拒むものもあるべし、依て本会の意見を決するには少なくとも学生生徒の意向、新聞記者団の意見、学校当事者の意見、父兄の意見、社会一般の輿論等を考慮して上海大会終了後、慎重審議の上回答する事（財団法人大日本体育協会編，1936，pp.36-37）。

ここから、大体協が学生生徒、新聞記者団、学校当事者、父兄、社会一般から意見を集めて競技者資格の問題について審議していくことを決定したことが読み取れる。しかし、大体協は、第5回極東選手権競技大会終了後の1921（大正10）年に「人力車夫、牛乳配達夫及び新聞配達夫等」と「一般学生」を同一競技に参加させることに対する可否と、その根拠の2点を記述した「意見聴取の文書」を各学校長宛に発送した（財団法人大日本体育協会編，1936，p.37）。その内容は下記のとおりである。

拝啓時下愈々御清適奉賀候陳者既に秋に入りて運動競技界漸く多事ならんとするに際し客歳以来の懸案たる左の問題に関し弘く諸彦の御批判を仰ぎ本会今後の参考と致度茲に寸楮を呈上仕候

- 1.（彌後開催せらるべき本会主催の）運動競技会に於て特殊營業に従事する者（例へば人力車夫、牛乳配達夫及び新聞配達夫等）と一般学生とを同一競技に参加せしむることの可否
2. 及び其御判定の理由

以上の2点に就き忌憚なき御意見を承るを得ば幸甚之に過ぎず候

本問題に関しては慎重熟議の結果吾人亦其の独自の見解なきに非ずと雖も理知的輿論の指

示に傾聴する時代の趨勢に鑑み敢て茲に一書を呈し後高教を仰ぐ次第に御座候 敬具

大正10年10月10日

追伸右に関する御意見は甚だ恐縮には候へ共10月20日までに回答頂載致し度願上候（財団法人大日本体育協会編，1936，p.37）。

そして、この「意見聴取の文書」の返答も参考にしながら、大体協は、1922（大正11）年3月13日に新たな競技者資格を発表する。競技者資格の発表は、午後5時に、大体協事務所において、大体協の辰野保、澤田一郎、峰豊、野口源三郎、赤松又次郎と新聞記者団との会合上で行われた。その内容は以下のとおりである。

#### 1. 国内に於ける競技会

国内に於ける競技会では左の形式に依る。

- 第一部 参加者は一般競技者（アマチュア）
- 第二部 参加者は職業の性質上競技の練習に便宜を有するもの

右の中第一部に所属すべきものは各競技悉く第一部に所属すべく、第二部に所属すべきものは各競技悉く第二部に所属する。而して第一部と第二部とは混淆することは無い。

以上に関する資格の区別は本会の資格審査委員会の判定に依る。

#### 2. 国際競技会

国際競技会に参加し得るものの資格は国内競技会に於ける第一部参加者に限る。

（大日本体育協会，1922，p.131；野口，1922，pp.19-20；財団法人大日本体育協会編，1936，p.38）。

このように、第一部と第二部に分けることによって、「準職業競技者」であった車夫や新聞配達夫等が、国内における大体協主催の競技会に参加できるようになった。なお、「競技指導者」もこの競技者資格では、第二部に組み込まれた。

今回の競技者資格は、読売新聞記事の見出し

「オリンピック出場者の資格問題は解決車夫、配達夫も参加出来る」（読売新聞 1922 年 3 月 14 日付朝刊）にみられるように、「準職業競技者」の出場が認められた点について評価している論調もみられる（東京朝日新聞 1922 年 3 月 14 日付朝刊；読売新聞 1922 年 3 月 14 日付朝刊）。そして、『大日本体育協会史上巻』によると、第一部と第二部を区分した 1922（大正 11）年の競技者資格の発表を機に、「アマチュア問題に対する一般の覚醒も加はり自ら問題は月日が之れを流失することとなつた」（財団法人大日本体育協会編，1936，p.38）と述懐している。

では、大体協が「アマチュア問題」も解決に向かうようになったと捉えていた今回の競技者資格の発表以降、競技会の実態はいかなるものであったのだろうか。

今回の競技者資格発表後、初めて一部と二部とに分けて行われた陸上 3 種目競技会での 25 哩マラソン競走では、以下のような実態も散見された。

申込数は 22 人、うち学生は 13 人で他は、職業を有せる会社員と云ふ肩書きの人々であり、1 人は魚商と云ひ最近問題となれる性質のものにして第二部に加へた。第二部は 1 人であつた（YK 生，1922，p.130）。

魚商である第二部に入る選手は 10 分を置いてスタートしたが案外時間を要して 3 時間 22 分餘を要した、彼は 1 人で張合がなかつたと云つて居た……（中略）……第二部に属するもので車夫あたりには、2 時間 30 分餘で走るのも居るから次回には、第二部の記録 3 時間 22 分をうんと破るだろう（YK 生，1922，p.131）。

また、1923（大正 12）年 2 月 11 日に大体協主催で開催された第 8 回 10 哩短縮マラソン競走では、第二部において選手は 1 人も参加せず、第一部 85 名のみにて挙行したという（読売新聞 1923 年 2 月 12 日付朝刊）。

ここから、競技者資格によって二部制が設けら

れて以降、第二部で出場する選手が、第一部の出場選手に比べ、非常に少なかったことが見て取れる。まさに、労働者のスポーツは「凋落の道をたどらされていく」（中村，1977，p.119）ようになったともいえるだろう。

以上より、大体協側にとって、「アマチュア問題」も解決に向かうようになったと捉えられていた、1922（大正 11）年 3 月発表の二部制を設けた大体協の競技者資格は、引き続き「身分規定」として機能していた。

### 3. 「身分規定」としての競技者資格への批判に対する大日本体育協会の反応

前節では、1922（大正 11）年 3 月に発表した大体協の二部制を設けた競技者資格が、引き続き「身分規定」として機能していた点について明らかになった。では、大体協側はこれ以降競技者資格の問題について、どのような見解を示したのだろうか。

大体協は、二部制を設けた競技者資格を発表した翌月、機関誌において、競技者資格に関する見解を述べている。機関誌『アスレチックス』の創刊号から、第 3 号にかけて、常務委員を務めた澤田一郎（以下「澤田」と略す）によって記された「愛すればこそ（Amateur）（一）～（三）」（以下「愛すればこそ（番号）」と略す）と題した論稿（澤田，1922a，1922b，1922c）がそれにあたる。当該論稿は、『アスレチックス』編集室より「斯道の最新知識である」（澤田，1922a，p.20）と紹介のコメントが付されている。また、『アスレチックス』の発行人であった野口源三郎が競技者資格について解説した、『最新陸上競技規則の解説』（野口，1922）においても、「此の問題（アマチュア問題）を詳に知らんとせば協会出版にかかる雑誌『アスレチックス』の第 1 巻第 1、2、3 号を見られよ。暫時く米国に留学され斯道に造詣の深い澤田法学士の卓論が掲載してある」（野口，1922，

p.20；括弧内引用者）と澤田の論稿を紹介している。機関誌の性格に鑑みても、澤田の論稿「愛すればこそ」は、当時の大体協のアマチュアリズムに関する公式見解を述べた論稿であったと判断できよう。

そこで、本節では、「身分規定」として問題視された大体協の競技者資格に対する、大体協側の応答として論稿「愛すればこそ」にみられるアマチュアリズム観について検討していく。

なお、これまでの研究では、澤田が、武田の思想を忠実に継承し、競技者資格をめぐる労働者競技者と対立した際に、大体協の代弁者として位置づけられてきた（川本，1969）。しかし、これまでの日本におけるアマチュアリズムに関する研究では、澤田の論稿「愛すればこそ」を直接分析対象としてこなかった。そのため、川本（1969）が指摘するように、澤田が、武田の思想を忠実に継承したのか否かについても検討しておく必要があるだろう。また、以下では、まず澤田の略歴について簡単にふれ、論稿「愛すればこそ」を概観していく。

澤田は、1894（明治27）年生まれで、帝国大学法学部政治学科を卒業している。学生時代は、陸上競技の走り高跳び、800メートルの選手であった。

『大日本体育協会史上巻』（財団法人大日本体育協会編，1936）によると、学生時代の澤田は、『オリムピア』1917（大正6）年12月号において以下の記述を残しているという。

従来僕達の体育協会に対する考えは、随分險悪を極めていた……（中略）……体育協会は其役員には日本の地名の人を悉く網羅し、何れも大家ならざるはなき有様であるけれど競技者に対しては十分同情を以て接して居て呉れただろうか？（財団法人大日本体育協会編，1936，p.43）。

従来の体育協会は自分達には恐い灰色をした巨人の様に覚えてならなかった。自由の翼を思いの

儘に広げる事は到底許されぬ。そうした従来の体育協会に対して、自由の開展を好み、民本主義を掲げて居る若々しい競技者がどうして快い感情を持って居よう。甲なる競技者が云う「運動なんか分りもしない連中が、当日になると委員と云う大きな看板を下げて癪に触る程威張り回る」、乙なる競技者が又云う「運動場に来ても尚生徒の積りで俺達を牛耳る、宛るで教室に居るとそっくりだ」、そうした取るに足らぬ感情が次第に積み重なって終には反体育協会派なる一派を生じてしまったのではないかと思はれる程、競技者の考えが險悪になってしまったのだ（財団法人大日本体育協会編，1936，pp.43-44）。

これらの記述から、澤田の学生時代には、学生競技者の中に「反体育協会派」なる一派ができるなど、大体協と一部の学生競技者は、決して円満な関係であったわけではなかったことが窺える。

また、澤田は、『オリムピア』の1918（大正7）年2月号において、スポーツを「最大多数」の者のために行っていく必要性について、以下のように述べている。

「デモクラシー」の大勢は、畜に政治上に於ける現象に止まらず、万物に其の影響を及ぼしている。近來の運動競技界の傾向は、一方には「プロフェッショナリズム」から次第に「アマチュアリズム」に推移して行くと共に、他方に於いてはデモクラチックの分子が入って来て「最大多数の運動」でなければならなくなって来た。此の点より観れば、従来の運動界は余り個人を主とし過ぎたものであり此の大勢に反するものであるから、其の組織に就いて次第に改良さるる様に至ったのは怪しむに足らぬと思う（澤田，1918，pp.14-15；傍点引用者）。

このように、学生競技者時代の澤田が、大体協に対して「恐い灰色をした巨人」と形容していた点、また、階級に閉ざされない、「最大多数の者のためのスポーツ」を展望していた点が確認できる。これらの点から、少なくとも学生競技者時代の澤田は、川本（1969）が指摘するような、「エ

リート意識」を多分に反映した武田の思想を忠実に継承する人物であったかどうかは疑わしい。

では、帝国大学卒業後、大体協の常務委員として書かれた論稿「愛すればこそ」において、澤田は、いかなるアマチュアリズム観をもっていたのだろうか。

澤田（1922a）は、「近代に於けるアマチュアリズム運動の最新一大現象と称して敢て過言ではない」と評し、「北米合衆国アマチュア競技連盟」の「アマチュアの定義」および「アマチュアイズムの精神」を紹介している。それらの条文は以下のとおりである。

#### 第10条 アマチュアの定義

「アマチュア」とは全然娯楽及心身並に社交上の為め「スポーツ」を試むる者にして、其者に対し「スポーツ」は単に一つの慰事たるに過ぎざる事を要す。

#### 第11条 アマチュアイズムの精神

「アマチュアイズム」の精神とは総て「アマチュアの定義」中に包含せられたる所に加ふるに多々あり、参加者、主催者、又は来賓役員及観衆に存する榮譽、廉直、公平なる行為、礼讓、節制等の崇高なる観念と一致す。

規則を曲解し又は之を無効とし、或は他の競技者よりも不当なる利益を得るが如き瑣々たる専門的事項に対しては、何等アマチュアイズム精神の拘泥論議する所に非ず、体力身体の適応、智的能率、道徳的資質、及社交的習慣を發達せしむるに著大なる甲賀を運動競技に認め、求むる所はスポーツ全部の標準を昂め、以て其価値を増加するに在り。

「アマチュアイズムの精神」は、個人又はアマチュア競技全般に対して有害なる行為、例ば金銭又は種類の如何を問はず利益の為に競技する事、賭事、商品売却、有名なる競技者を其所属より離れしめて他に新入せしむるが如き当に対しては総て反対し運動競技を巧に組織し管理し之を有効ならしむるに協力一致する必要を認むるに在り（澤田、1922a, p.24）。

つまり、澤田が評価した「最新」の「アマチュアの定義」と「アマチュアリズムの精神」とは、スポーツを「娯楽」や「社交」として行う者をアマチュア競技者として定義し、一方、「金銭」をはじめとする「利益」のためにスポーツを行うことに対しては、反対の立場を取るものであったことが見て取れる。

澤田は、「愛すればこそ（一）」で、「北米合衆国アマチュア競技連盟」の「アマチュアの定義」や「アマチュアイズムの精神」を紹介した後、「愛すればこそ（二）」において、澤田自身の「卑見」を述べていく。

「愛すればこそ（二）」で澤田は、以下の問いから論を進めている。

凡ての障壁と階級とを廃し、因襲と伝統とから離れて、人類全体が嬉々として、一様にスポーツを楽しむ様、齊しく競技の恩恵に浴する様に仕向けるのが、理想でもあり又当然である事とは承知して居りますにも拘らず、何故私達はアマチュア問題、プロフェッショナル問題に悩まされねばならぬでせうか？（澤田、1922b, p.23）。

ここからも澤田が、学生競技者の頃から一貫して、「階級」と「因襲」から離れて、「人類全体が嬉々として、一様にスポーツを楽しむ」（澤田、1922b, p.23）ことを理想としていることが見て取れる。

上記の問いを設定し、澤田（1922b）は、過去のオリンピックの競技者資格を概観していく。そして、1912（明治45）年の第5回オリンピック・ストックホルム大会（以下「ストックホルム五輪」と略す）の漕艇の競技者資格で、「海員」、「水夫」、「漁夫」、等、ボートを漕ぐ職業に就いている者をプロフェッショナルと見做す規定に着目し、以下のように述べる。

プロフェッショナルの範囲は次第に拡張され、第1義から第2義と段々其根本義から離れてプロフェッショナルを生じ、アマチュアの範囲を愈々

狭めて参りました。此の事実と傾向とは、スポーツを一様に楽しむ様にとの理想にも反し、誠に遺憾の極みであります（澤田, 1922b, p.27）。

このように、澤田は、「身分規定」的な競技者資格に対して、「誠に遺憾の極みであります」と述べ、強く否定していたことが確認できる。そして、競技者資格などの「法規は不完全な人間の作ったもの」（澤田, 1922b, p.28）であるため、「欠缺や不備の点の存する事は有り得べき事実であります」（澤田, 1922b, p.28）と述べる。そのため、澤田（1922b）は、常に競技者資格に「欠缺や不備」がないか確認する必要があるという。同時に、「欠缺や不備」があった場合、速やかに改訂していく必要があることも重ねて述べている。

最後に、「愛すればこそ（三）」では、日本におけるアマチュアリズムをめぐる問題の解決策について論じている。

澤田は、当時の競技者資格作成の現状として、「国を代表する勢力中心団体は、他国の規則に拘泥せず、飽く迄も独立的の態度を持し、絶対的の權威を以て、アマチュアとしての資格を定める事が出来る」（澤田, 1922c, p.70）と述べる。そして、日本をはじめとする各国の「中心団体」の競技者資格の作成について、以下の結論を示す。

要は、其の中心勢力団体が、常に公平無私の態度を保ち寛大な襟度を持つて絶えず一般に接し汎く内外競技界の推移を察して、現状に一步たりとも後退を取らぬ様努め、一方競技者は徒らに其の「アマチュア」の資格に関して論議し、果ては眞のアマチュアとしてはあるまじき行為と疑はるる事をするよりも、速やかに其の国を代表する勢力中心団体をして「アマチュア」としての状態を十分認めしむる様、又世間一般が眞にスポーツを愛好するならば、単に其の場当りの言を以て群羊を迷はしむるよりは、充分根拠ある研究をして貰って、其の勢力中心団体が眞に「純なアマチュア」たるべしと見極めが付いたならば其の時こそは、堂々天下に「アマチュア」としての資格を宣言し、直ぐに各国オリンピック委員をして無条件に其の

資格を保証せしむべきに在ると存じます（澤田, 1922c, p.71）。

最終的に澤田は、「スポーツを愛すればこそとの一言に総て覆はれることと存じます」（澤田, 1922c, p.71）と述べ「愛すればこそ（三）」を結んでいる。

以上より、澤田は、学生競技者時代から一貫して「最大多数の者のためのスポーツ」という理念を持っていた点<sup>注2)</sup>、「身分規定」的な競技者資格のあり方に疑問を呈し、「愛すればこそ」の精神を第一義としたアマチュアリズム観を主張していた点が明らかになった。

したがって、「愛すればこそ」の主張を澤田一個人の見解ではなく、大体協の公式見解としてみた場合、大体協側としても「身分規定」としての競技者資格を問題視せざるを得ないほどに追い詰められていた現状が読み取れるだろう。そして、実際に「愛すればこそ」発表以降、大体協は「身分規定」を緩和していく。

#### 4. 第8回オリンピック・パリ大会日本代表選手選考過程にみられる「身分規定」の緩和

第8回パリ五輪日本代表選手選考では、いかなる基準が設けられたのだろうか。そこでは、二部制が設けられた競技者資格は機能していたのだろうか。

第8回パリ五輪の日本代表選手選考前年の1923（大正12）年2月9日において、大体協事務所にて開催された水陸常務委員会では、「車夫を業とするものは同時に学生たると否とを問はず之を第二部に属するものとす」（財団法人大日本体育協会編, 1936, p.373）と決議されていたという<sup>注3)</sup>。つまり、学生であろうと、車夫として働いている競技者は第二部に属するものとして、第8回パリ五輪への出場資格がないと見做されて

いたことが確認できる。

さらに、大体協は、第8回パリ五輪日本代表選手選出のために、1924（大正13）年4月12、13日に行われる二次予選会<sup>注4)</sup>の出場者の競技者資格について、同年3月20日に、IOCの通達に基づき、「従来通り体育教官、現役将校、車夫の如き人々は参加し得ざる次第なるも其等の人々と雖該職業を止めし後2ヶ年を経過すれば復た『アマチュア』として認めらるるものなり」（財団法人大日本体育協会編、1936、p.420）とした。ここからも、大体協が、第8回パリ五輪の二次予選会において、第二部に属する選手は出場を認めない姿勢を示していることが見て取れる。以上から、大体協は、第8回パリ五輪日本代表選手選考において「身分規定」としての競技者資格の徹底を図ろうとしていたことがわかる。

一方で、第8回パリ五輪の日本代表選手選考において、大体協のオリンピック選手選考委員会<sup>注5)</sup>の中に流れていた「力強き主張」は、「精鋭主義」であったという（大日本体育協会編、1925、p.13）。そして、大体協は、第8回パリ五輪日本代表選手選考の標準の一つとして、「第二次予選会の成績を基礎とし、少なくともオリンピックで予選通過の競技力を有する見込みがあること」（財団法人大日本体育協会編、1936、p.417）を挙げた。つまり、大体協は、第8回パリ五輪日本代表選手選考において「競技成績」も重要な選考基準として設定していたのである。

上記をまとめると、大体協は、第一部に属する選手で、かつオリンピックの予選を通過するレベルの選手を第8回パリ五輪の日本代表選手として選考しようとしていたといえよう。

しかし、大体協は、車夫として働いていたため第二部に属する可能性が指摘されていた中央大学（以下「中大」と略す）の長距離選手である田代菊之助（以下「田代」と略す）を第8回パリ五輪の5,000メートルおよびマラソンの日本代表選手として選考した。田代の選考は、二次予選会と「過

去の権威ある大会に表はされた優秀レコード」を参照した結果、「直ちに可決された」（大日本体育協会編、1925、p.13）という。

実際、田代は、1924（大正13）年3月17日に大体協事務所にて開催された常務委員会<sup>注6)</sup>において、第二部に属する者として二次予選会の出場資格をはく奪されていた（財団法人大日本体育協会編、1936、p.420）。しかし、4月7日に開かれた常務委員会では、一転して、「満場一致」で田代の出場資格を認めることが決定された（東京朝日新聞1924年4月8日付朝刊）。

ここから第8回パリ五輪の日本代表選手選考過程において、大体協が、「身分規定」としての競技者資格以上に「競技成績」を重視して選手選考を行っていたことが見て取れる。では、なぜ大体協は、「身分規定」としての競技者資格以上に「競技成績」を重視して選手選考を行ったのだろうか。その要因として、2点指摘できる。

1点目は、日本代表選手団が、ストックホルム五輪（1912年）、アントワープ五輪（1920年）に続いて、第8回パリ五輪においても「零敗」することになると、「海外に対して威信を墜す許りでなく、国民の志気をも阻喪させることにな」（財団法人大日本体育協会編、1936、p.418）ってしまい、このような事態を大体協が恐れていた、という点である。この背景には、1923（大正12）年9月1日に発生した関東大震災の影響もある。関東大震災では、10万人を超える死者・行方不明者が出ており、約7割の家屋が焼失したという。震災直後の大体協は、役員各自の損害等もあり、理事会を開くことができなかったという（財団法人大日本体育協会編、1936）。

そして、大体協では、震災から約1ヶ月後の9月30日に、震災後初となる理事・監事・常務委員会が開かれた。そこでは、嘉納が中心となり「国際オリムピック大会に代表選手を派遣すること」（財団法人大日本体育協会編、1936、p.49）が決議された。そして、末弘巖太郎常務理事を起草者

として第8回パリ五輪の「参加宣言文」の発表も決議された。「参加宣言文」の全文は表1のとおりである。

この「参加宣言文」からも、当時の大体協は、「国民の志気の阻喪」を恐れ、海外に対して「威信」を示す必要を感じていたことが読み取れよう。

2点目は、政府による補助金の減額である。第8回パリ五輪の前年の段階では、政府からの補助金として、12万円が予算に計上されていた（東京朝日新聞1923年10月10日付朝刊）。しかし、会計報告によると、最終的に政府から公布された金額は、6万円であった（財団法人大日本体育協会編、1936、p.157；表2参照）。

表1 「第8回国際オリンピック大会参加の宣言」

第8回国際オリンピック大会参加の宣言	
帝都今回の大震災は独り一帝都に就てのみならず、全日本帝国にとりての一大打撃にして此を速急に恢復するは此際全日本国民の一致賛同して努力すべき所なりと雖も、一方昇天の勢を以て向上を続けつつある我が国現在の運動界をして此の一変事の為に頓挫せしむるは我が国将来の為め極めて遺憾なりと言はざる可からず。	
我が大日本体育協会が豫て明年7月巴里に開催せらるべき国際オリンピック競技会に選手を送るの計画ありし事は既に朝野一般の知るところなり。今此の震災の為に全然此の計画を放擲するは我が国永遠の策として極めて遺憾なりとす。然りと雖、一方復興の業の緊急なるに鑑み規模の広大なるを望むは固より機の得たるものに非ずと信ず。依て本会はこの際、たとへ小規模なりと雖も特に優秀なる選手と指導者との限りを彼地に送り、以て我が国運動界将来の発展に資せんと欲し、本日をして其の趣旨の決議をなせり。本会は朝野識者一般の好意ある諒解に訴へて其の賛同を得んことを希望す。	

大正12年10月1日 大日本体育協会  
 (『大日本体育協会史上巻』(財団法人大日本体育協会編、1936、p.49)より作成)

表2 第8回パリ五輪会計報告(収入の部)

収入内訳	金額
政府補助金	6万円
大体協支出	6,400円76銭
収入総額	6万6,400円76銭

(『大日本体育協会史上巻』(財団法人大日本体育協会編、1936、p.157)より作成)

また、第8回パリ五輪の会計報告を確認すると、支出が収入を超過していたため、役員が4万9,000円(現在の2,696万9,600円に相当<sup>註7)</sup>)を負担していたことが見て取れる(表2および表3参照)。

表3 第8回パリ五輪会計報告(支出の部)

支出内訳		金額
1	支度準備費	6,456円
2	在外選手への支給旅費	8,950円
3	旅券下付料および英仏領事査証料	560円
4	交通費(パリ滞在時自動車賃電車賃)	415円
	交通費(マルセイユ・パリ間往復汽車賃)	990円
	交通費(汽船運賃およびフランス出入国税)	2万2,907円57銭
	交通費(荷物上げ下ろしおよび運搬賃)	320円
5	船内経費(往復)飲料水、スチュワードほか	1,650円
6	寄港地上陸見学滞在費および練習雑費往路	1,100円
7	同上復路	850円
8	選手服装費(特に入場式用)	750円
9	運動器具および運動着	775円
10	パリ滞在宿泊費	8,350円
11	パリ滞在中食費	5,720円
12	ロンドン見学滞在費	2,550円
13	国際陸上および水上競技連盟加盟1924年度会費	80円
14	通信費	895円
15	太田選手診察乳飲料、二村氏滞在費(香港)打電料	800円
16	マッサージおよび薬品医療器械費	290円
17	大会関係写真新聞紙雑誌および新聞切り抜き費用	160円
18	水泳選手ベルサイユおよびサンジェルマン行き旅行費	95円
19	オリンピック村宿泊選手用雑費	25円
20	ポンドからフランへの両替手数料	18円
21	寄港地幹旋者への謝礼および小宴費	125円
22	杉本傳氏欧米経由貴重汽車汽船運賃	940円
23	雑費	129円19銭
24	報告書印刷費	500円
支出総額		6万6,400円76銭
他	※役員自弁	4万9,000円

(『大日本体育協会史上巻』(財団法人大日本体育協会編、1936、p.157)より作成)

さらに、当時の大体協は、機関誌上で度々「維持会員募集主意書」を掲載し、新規会員の募集を呼びかけていた<sup>注8)</sup>。これらの状況に鑑みると、当時の大体協が、財政難に陥っていたことが確認できよう。

以上より、第8回パリ五輪の日本代表選手選考において、大体協は、「国民の志気の阻喪」を恐れ、「海外に対する威信」を示す必要を感じながらも、役員が現在の2,696万9,600円に相当する4万9,000円を自弁するほどの財政難に陥っていたため、「競技力」を重視した「精鋭主義」に基づいた選考を行うことで、「身分規定」の緩和をはかっていたことが明らかになった。このように、大体協が「身分規定」を掲げつつも、それに抵触する可能性のある競技者を日本代表選手として選出していたことに鑑みると、第8回パリ五輪の日本代表選手選考過程において、大体協の「身分規定」としての競技者資格は、自己矛盾に陥っていたと言わざるを得ない。

## 5. まとめと今後の課題

本稿は、第8回パリ五輪において大体協が「身分規定」としての競技者資格の緩和を図っていった経緯と要因について明らかにすることを目的とした。各節で明らかになったことは、以下の通りである。

第2節では、予備的考察として、1920（大正9）年の競技者資格以降、「準職業競技者」からの批判を受けて、新たな競技者資格が作成されていく過程を検討した。その結果、大体協側にとって、「アマチュア問題」も解決に向かうようになったと捉えていた1922（大正11）年3月に発表した二部制を設けた大体協の競技者資格は、引き続き「身分規定」として機能していたことが明らかになった。

第3節では、「身分規定」としての競技者資格に対する大体協の反応について検討した。

その結果、二部制を設けた競技者資格作成の1ヶ月後に発刊した大体協初の機関誌『アスレチックス』において、常務委員の澤田が競技者資格に関する論稿を連載していた点、澤田の論稿から大体協側としても「身分規定」としての競技者資格を問題視せざるを得ない状況にあった点が明らかになった。

第4節では、第8回パリ五輪の日本代表選手選考において、大体協の「身分規定」としての競技者資格が緩和されていく過程について検討した。その結果、大体協は、関東大震災の影響による財政的な問題と「国民の志気の阻喪」を防ぐといった課題に応じて「身分規定」としての競技者資格を緩和させていたことが明らかになった。

以上、本稿における考察から、大体協にとってアマチュアリズムは、「エリート意識」を多分に反映させた「身分規定」としての側面だけでなく、財政難や国民精神の涵養といった外在的な要因によって柔軟に対応を迫られていた実態が明らかになったといえよう。

今後は、大体協の競技者資格だけでなく、第10回オリンピック・ロサンゼルス大会を通して大体協が発表した声明書の形成過程に関する詳細な検討など、1920年代以降の大体協のアマチュアリズム観の解明が課題となるだろう。

### 注釈

注1) 新聞記者との会見に応じたのは近藤茂吉、柳谷午郎、辰野保、峰豊の4名であった。

注2) 澤田は、第8回パリ五輪の報告書である『第八回巴里国際オリンピック競技大会報告書奥付』（大日本体育協会編、1925）においても、「最大多数の者のためのスポーツ」という理念について以下のように語っている。

如何なる国、如何なる時代に於てもスポーツ団体の組織に関し一刻たりとも念頭より離してならぬ信条がある。即“*All for sports, sports for all*”（総ての人がスポーツに、スポーツは総ての人の為めに）である。総ての人をスポーツの

恩恵に浴せしめむが為めには、其のスポーツをその人々の自分達のものたらしめねばならぬ。スポーツが総ての人の為めに存するものとすれば、其の為めにはスポーツを管轄して行く団体の組織も亦、総ての人の為めに作られねばならぬ事は当然の成行である。茲に少数より多数にスポーツが移つて行く。一世の趨勢であるから何者と雖も之に抗する事は出来ぬ（澤田，1925，p.268）。

ここから、澤田が論稿「愛すればこそ」執筆以降も「最大多数の者のためのスポーツ」という理念を掲げていたことが見て取れる。

注3) 水陸常務委員会の出席者は以下のとおりであった。

末広巖太郎、内藤和行、峰豊、野口源三郎、大久保謙治、後藤武保、金成良雄、菊島峰吉、外山岑作、明石和衛、海澤親光、山岡慎一、澤田一郎、上野幾藏、辰野保、田口文太、飯田光太郎、山岸徳平、赤松又次郎（財団法人大日本体育協会編，1936，p.373）

注4) 一次予選会は、1923（大正12）年の秋から初冬にかけて全国15地方にて開催された。

注5) 選考委員会の委員は表4のとおりである。

表4 オリンピック選手選考委員会委員名簿

役職	氏名
委員長	今村次吉
委員	末弘 巖太郎 飯田 光太郎
	辰野 保 外山 岑作
	本多 存 杉本 傳
	内藤 和行 杉浦 卯三
	山岡 慎一 明石 和衛
	澤田 一郎 春日 弘
	田島 兼吉 阪本 信一
	峰 豊 東口 眞平
	山岸 徳平 河合 勇
	柳谷 午郎 山口 六郎次
梅澤 親光 野口 源三郎	

（『第八回巴里国際オリンピック競技大会報告書奥付』（大日本体育協会編，1925，p.13）より作成）

注6) 常務委員会の出席者は、野口源三郎、金栗四三、山岸徳平、山口六郎次、井手伊吉、菊島峯吉であった（財団法人大日本体育協会編，1936，p.420）。

注7) 当該値を算出するにあたって、本研究では、「戦前基準物価指数」を用いた。「戦前基準企業物価指数」は、企業同士で取引される卸物段階の商品価格から算出されており、1934（昭和9）年から1936（昭和11）年を基準時（平均＝1）として設定することにより、1897（明治30）年から現在（平成25年）までの物価水準を一貫して比較することができる。1924（大正13）年の「戦前基準物価指数」については、総務庁統計局監（1988）を、2014年の「戦前規準物価指数」については、総務省統計局編（2015）を参照した。

注8) 大体協は、実際に、『アスレチックス』誌上の下記文献にて維持会員の募集を呼びかけている。

大日本体育協会（1923a）維持会員募集趣意書。アスレチックス，2(4)：141-142。

大日本体育協会（1923b）維持会員募集趣意書。アスレチックス，2(5)：ページなし。

大日本体育協会（1923c）維持会員募集趣意書。アスレチックス，2(6)：ページなし。

大日本体育協会（1923d）維持会員募集趣意書。アスレチックス，2(7)：p.198。

大日本体育協会（1923e）維持会員募集趣意書。アスレチックス，2(8)：ページなし。

大日本体育協会（1923f）維持会員募集趣意書。アスレチックス，2(9)：ページなし。

#### 引用・参考文献

大日本体育協会（1922）消息。アスレチックス，1(1)：130-133。

大日本体育協会（1923a）維持会員募集趣意書。アスレチックス，2(4)：141-142。

大日本体育協会（1923b）維持会員募集趣意書。アスレチックス，2(5)：ページなし。

大日本体育協会（1923c）維持会員募集趣意書。アスレチックス，2(6)：ページなし。

大日本体育協会（1923d）維持会員募集趣意書。アスレチックス，2(7)：p.198。

大日本体育協会（1923e）維持会員募集趣意書。アスレチックス，2(8)：ページなし。

大日本体育協会（1923f）維持会員募集趣意書。アスレチックス，2(9)：ページなし。

大日本体育協会編（1925）第八回巴里国際オリンピック競技大会報告書奥付。体育研究社。

- 飯塚正一 (1921) 此問題の解決. 国民体育, 7(5): 20-21.
- 井上春雄 (1961) 新体育学講座 第13巻 アマチュアリズム. 逍遙書院.
- 井上春雄 (1976) 日欧比較アマチュアリズム観. 体育科教育, 24(1): 31-33.
- 伊東 明 (1969) 日本におけるアマチュアリズムの沿革. 体育科教育, 17(5): 9-11.
- 川本信正 (1969) アマチュアリズムという神話—一貫した体協の“倫理”と差別思想—. 朝日ジャーナル, 11(17): 105-108.
- ケーイー生 (1921) アマチュア資格に就いて. 国民体育, 7(5): 17-20.
- 喜多壯一郎 (1921) 官僚的な競技者資格規程. 国民体育, 7(5): 14-17.
- 森川貞夫 (1973) 大日本体育協会「組織改造問題」の一考察. 日本体育大学紀要, 3: 11-24.
- 中村敏雄 (1977) 近代スポーツ批判 新版. 三省堂.
- 中村敏雄 (1981) スポーツの風土. 大修館書店.
- 根本 想・友添秀則・小野雄大 (2016) 1920年代における武田千代三郎のアマチュアリズム観: 大阪市立高等商業学校長時代の活動を中心に. 体育・スポーツ哲学研究, 38(1): 51-65.
- 野口源三郎 (1922) 最新陸上競技規則の解説. ヘルメス社.
- 斎藤兼吉 (1921) 選手資格の制限に就いて. 国民体育, 7(5): 11-14.
- 澤田一郎 (1918) 陸上運動競技界のお祭騒ぎは廃止せよ. オリムピア, 3(2): 7-16.
- 澤田一郎 (1922a) 『愛すればこそ』(AMATEUR). アスレチックス, 1(1): 20-26.
- 澤田一郎 (1922b) 『愛すればこそ』(AMATEUR) (二). アスレチックス, 1(2): 23-29.
- 澤田一郎 (1922c) 『愛すればこそ』(AMATEUR) (三). アスレチックス, 1(3): 68-71.
- 澤田一郎 (1925) 国際運動競技連盟加入と運動団体組織改造問題. 大日本体育協会編, 第八回巴里国際オリムピック競技大会報告書奥付. 体育研究社, pp.263-269.
- 総務庁統計局監 (1988) 日本長期統計総覧 第4巻. 日本統計協会.
- 総務省統計局編 (2015) 第65回日本統計年鑑平成28年. <http://www.stat.go.jp/data/nenkan/20.htm>. (参照日 2016年6月14日).
- 鈴木良徳 (1974) アマチュアリズム200年—近代スポーツへの道—. 日本体育社.
- 武田千代三郎 (1922a) アマチュアリズム (一). アスレチックス, 1(11): 2-9.
- 武田千代三郎 (1922b) アマチュアリズム (二). アスレチックス, 1(12): 2-9.
- 東京朝日新聞 (1922) 3月14日付 朝刊.
- 東京朝日新聞 (1923) 10月10日付 朝刊.
- 東京朝日新聞 (1924) 4月8日付 朝刊.
- YK 生 (1922) 体育協会のマラソン競走. 体育と競技, 1(4): 130-131.
- 読売新聞 (1922) 3月14日付 朝刊.
- 読売新聞 (1923) 2月12日付 朝刊.
- 財団法人大日本体育協会編 (1936) 大日本体育協会史上巻. 財団法人大日本体育協会.

(2016年12月12日受理)